

善監委告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 28 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 安 井 一 博

財産（山林）に関する行政監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

財産に関する調書に記載されていない山林について、現地調査及びヒアリングによる監査の実施

2 監査の対象

	所 在 等	地目	地積	所 有 者	財産
(1)	与北町字田高田上 1322 番 3	山林	1,143 m ²	与北村	行政
(2)	与北町字北谷 1371 番 4	山林	99 m ²	仲多度郡与北村	普通
(3)	吉原町字穴井 3101 番 96	山林	661 m ²	仲多度郡吉原村	普通
(4)	吉原町字穴井 3101 番 237	山林	49 m ²	仲多度郡吉原村	普通
(5)	吉原町字穴井 3101 番 238	山林	131 m ²	仲多度郡吉原村	普通

3 監査の期間

令和元年 11 月 5 日（火）及び 6 日（水）

4 監査の方法

監査の初日は、旧村有財産（山林）へ出向き現地調査、2 日目は、監査委員事務局において、ヒアリングを実施した。

5 監査の結果

山林5筆の監査結果は、次のとおりである。

	所在等	地目	地積	所有者	財産	登記記録		所管課
						表題部（土地の表示）	権利部（甲区） （所有権に関する事項）	
(1)	与北町字田高田上 1322 番 3	山林	1,143 m ²	与北村	行政	記載あり	記載なし	土木都市計画課
(2)	与北町字北谷 1371 番 4	山林	99 m ²	仲多度郡与北村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(3)	吉原町字穴井 3101 番 96	山林	661 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(4)	吉原町字穴井 3101 番 237	山林	49 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載あり	記載あり	総務課
(5)	吉原町字穴井 3101 番 238	山林	131 m ²	仲多度郡吉原村	普通	記載あり	記載あり	総務課

（総務課）

上表(2)、(3)、(4)及び(5)の普通財産については、権利登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

（土木都市計画課）

上表(1)の行政財産については、表題登記の内容に変更が生じているが、所有権に関する事項の手続がされていない。

6 監査の指摘事項

（総務課）

5の(2)、(3)、(4)及び(5)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権移転の登記が必要である。

なお、全ての手続終了後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

（土木都市計画課）

5の(1)については、まず、善通寺市公有財産規則第9条の規定に基づき、所有権保存の登記が必要である。

なお、所有権移転登記後において、公有財産台帳に記載するよう検討されたい。

（農林課）

5の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)については、善通寺市森林整備計画に齟齬をきたさないように留意されたい。